新潟県後期高齢者医療広域連合告示第１４号

新潟県後期高齢者医療広域連合の収納代理金融機関を次のとおり変更したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 168 条第８項の規定により告示する。

令和８年１１月１２日

新潟県後期高齢者医療広域連合
連合長　磯田　達伸

１　指定解除する収納代理金融機関の名称

金融機関名称	取扱店舗
興栄信用組合	日本国内の店舗

２　指定解除年月日

令和８年１１月２４日